

令和7年度
包括外部監査報告書
(指摘・意見一覧)

令和8年2月



本書は、包括外部監査人から提出された「令和7年度包括外部監査の結果報告書」の指摘、意見を一覧として、東京都において印刷したものである。

目 次

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について.....	1
【環境局全体について】	3
(意見 1－1) E BPMを踏まえた政策立案について	3
(意見 1－2) 東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書への財務情報の掲載について	3
(意見 1－3) 東京都環境審議会について	4
(意見 1－4) 出捐金の検査について	4
(意見 1－5) 出捐金の異動時期について	5
(指摘 1－1) 出捐金の計上事務について	6
(意見 1－6) 出捐金を活用する助成事業の実施報告について	6
(意見 1－7) 研究に関するビジョンやロードマップについて	6
【ゼロエミッションの実現について】	8
(意見 2－1) 都民の行動変容に向けた取組の強化について	8
(意見 2－2) 審査期間の短縮に寄与する提出書類の不備削減に向けた取組について	8
(意見 2－3) 審査期間の目安の設定について	9
(意見 2－4) 審査期間の目安の周知徹底について	9
(意見 2－5) 東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の審査における視点の明確化について	10
(意見 2－6) 審査業務におけるマニュアルの共通化について	10
(意見 2－7) 事前申込の振り返りについて	11
(意見 2－8) 外部専門家の活用について	11
(意見 2－9) 不正事業者への返還請求及び違約加算金の納付の請求について	12
(意見 2－10) 不正事案を受けた再発防止策の策定について	12
(意見 2－11) 不正事案を受けた類似調査について	12
(意見 2－12) 不正が起こった際の都による公表について	13
(意見 2－13) 不正発生時の対応記録の整理及び活用について	13
(意見 2－14) 家庭のゼロエミッション行動推進事業の省エネ効果の記載について	14

(指摘 2－1) 家庭のゼロエミッション行動推進事業における事業効果の検証について	14
(意見 2－15) タクシー車両使用台数の確認について	15
(意見 2－16) 車両の処分又は移転の未承認防止策について	16
(意見 2－17) 環境公社への事務費補助の予算積算に係る経費計上について	16
(意見 2－18) 環境公社への事務費補助の予算積算に使用する人件費単価について	17
(意見 2－19) 予算の執行状況を反映した積算について	17
(意見 2－20) 食品ロス削減の目標設定について	18
(意見 2－21) 小売ロス削減総合対策の対象事業者について	18
(意見 2－22) 廃プラスチック焼却量の削減に対する施策ごとの削減量の把握について	18
(意見 2－23) 立入検査の目標件数について	20
(意見 2－24) 充填回収量報告書の登録事務の効率化について	20
(意見 2－25) 解体業者及び破碎業者に対する立入検査の目標件数について	20
(意見 2－26) 東京都気候変動適応計画における局の役割と定量的な取組予定の公開について	21
【自然と共生する豊かな社会の実現について】	22
(意見 3－1) 次期アクションプランにおける目標設定について	22
(意見 3－2) 屋上等の緑化によるCO ₂ の削減効果のPRについて	22
(意見 3－3) 屋上等の緑化によるヒートアイランド現象対策のPRについて	22
(意見 3－4) 緑化評価ツール（試行版）について	23
(意見 3－5) 保全地域の緑地保全（活用）の拡大について	23
(意見 3－6) ECO-TOP プログラムの展開について	24
(意見 3－7) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025 における保全地域体験プログラムの目標と実績について	24
(意見 3－8) 高尾の森自然学校への都事業の共有について	25
(意見 3－9) 自然保護の担い手に係る役割や取組について	25
(指摘 3－1) 指定管理者の提出する報告書の確認について	26
(意見 3－10) 自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画の策定について	26
(指摘 3－2) 公有財産の登録漏れ及び除却漏れについて	26

(意見 3－1 1) TOKYO くまっぷについて.....	27
【より良質な都市環境の実現について】	28
(意見 4－1) アドバイザー派遣の増加に向けた取組について	28
(意見 4－2) VOC 対策セミナーの配信について	28
(意見 4－3) 土壌汚染対策セミナーの開催方式等について	28
(意見 4－4) 優先的対策道路の見直し要否の検討について	29
(意見 4－5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査対象事業所の選定方法について	29
(指摘 4－1) ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査結果の交付について	30
(意見 4－6) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査について	30
(意見 4－7) 産業廃棄物処理業者に対する立入検査計画について	30
(意見 4－8) 凈化槽保守点検業者に対する立入検査について	31
(意見 4－9) コロナ感染症対策で先送りにした事業場に対する立入検査の早期実施について	31
【公益財団法人東京都環境公社の経営管理について】	32
(意見 5－1) 東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランについて	32
(指摘 5－1) 財務規程に基づく内部監査の実施について	32
(意見 5－2) 固定資産の実査について	33
(意見 5－3) 固定資産の登録について	33
(意見 5－4) 固定資産の第三者への貸出について	34
(意見 5－5) 貸与物品の現物管理について	34
(意見 5－6) 1者入札や低入札価格に係る調査について	35
(意見 5－7) 契約の形式について	35
(意見 5－8) 共通経費の配賦基準の明記について	36
(意見 5－9) 実地棚卸に係るマニュアル等の整備について	36
(意見 5－10) 東京スイソミルの来館者数について	36
(意見 5－11) 東京スイソミルの運営コストについて	37
(意見 5－12) 凈化槽の水質検査事業のデジタル化と経済的負担の在り方について	38
(意見 5－13) 科研費における研究分担者の提出資料について	38
(意見 5－14) 公開研究発表会の視聴者数の増加策について	39
(意見 5－15) 施設公開における参加者の急増への対応について	39

環境局の事業に関する事務の執行及び 公益財団法人東京都環境公社の経営管 理について

【環境局全体について】

(意見 1－1) E B P Mを踏まえた政策立案について（本文 66 頁）

環境局が所管するゼロエミッション東京戦略、東京都生物多様性地域戦略等各種の計画・戦略に関して、E B P Mの考え方に基づいているものの、ロジックモデルが明確でなく、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も一部織り込まれていないなど、改善の余地がある。

E B P Mを通じて、ロジックモデルにより投入資源から政策効果までの論理的なつながりを明示することで、より実効性のあるP D C Aサイクルを回し、政策効果を最大化するとともに、都民目線でも財源が何を目的として使われているのか、政策の効果は発現しているのかといった理解を促進でき、行政の透明性の向上も図ることができる。

したがって、今後環境局が所管する計画等の策定や改定に当たっては、将来における不確実性にも配慮しながら、ロジックモデルなどの手法も参考にし、論理的なつながりを分かりやすく明示することを検討されたい。あわせて、行動変容や意識の変化、理解の促進などに関する指標も盛り込まれたい。

(意見 1－2) 東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書への財務情報の掲載について（本文 68 頁）

環境局が作成・公表している東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書では、都の環境施策の実施状況（非財務情報）はまとめられているが、「2030 年目標と実績」及び「施策の取組状況」のいずれについても、支出に係る金額（財務情報）の記載はない。

近年では、気候変動の分野を中心に、財務情報と非財務情報を一体的に開示することの重要性は社会全体に浸透しつつあり、自治体における情報開示についても、住民の理解を促し説明責任を果たす観点から一定の考慮が必要である。

この点、都においては、環境施策の実施状況（非財務情報）に支出に係る金額（財務情報）を関連付けて記載することにより、ゼロエミッション等の目標の達成に向けた取組にどれほどのコストが必要となるのかについて、都民の理解を促進することができる。

したがって、東京都環境白書／ゼロエミッション東京白書における「2030 年目標と実績」や「施策の取組状況」について、支出に係る金額の記載を可能な範囲で盛り込むことを検討されたい。

（意見 1－3）東京都環境審議会について（本文 70 頁）

東京都環境審議会は、環境基本計画に関することを審議事項としている。担当者によると、環境局は、東京都環境審議会において、同計画に基づく施策の実績や課題などの進捗状況を報告しており、審議会で委員（有識者）から得られた意見は各事業や翌年度予算などに反映することで、P D C A サイクルを実施しているとのことであった。

具体的な例としては、第 58 回環境審議会企画政策部会において、委員からの視点を予算及び事業にどのように反映させたか説明を行ったとのことであった。

しかし、同部会の公表資料（会議資料）を確認したところ、議論の中で生じた意見要旨がまとめられているものの、どのように予算及び事業に反映されたかが明確ではなかった。

この点、局が審議会を通じて環境基本計画の P D C A サイクルを実施していることからすれば、審議会が P D C A サイクルの機能を十分に発揮できるようするため、委員から意見を得るだけでなく、具体的にどのように反映したかをフィードバックすることは重要である。さらに、都民に対しても、個別に議事録を参照させるのではなく、分かりやすく情報提供を行うことは、施策に対する理解の促進にもつながる。

したがって、東京都環境審議会における各委員の意見について、どのように予算及び事業に反映されたかを委員や都民に分かりやすく提示することを検討されたい。

（意見 1－4）出捐金の検査について（本文 76 頁）

環境局が環境公社に助成事業を担わせる場合のスキームの一つに、出捐金を活用するものがある。当該スキームでは、公社が担う助成事業について、局と公社で締結する出捐契約に基づき、助成金の原資を局が公社に出捐する。補助事業とは異なり、単年度で終了させ、実績報告時に交付額を確定する必要がなく、公社は出捐契約の解除又は事業終了時まで複数年度にわたり事業を実施できる。一方、局によるモニタリングとして、必要に応じて「現地調査」及び「経理上の検査」を行うことが出捐契約に規定されている。

この点、担当者へのヒアリングによると、局のモニタリング手段である「現地調査」及び「経理上の検査」については、局が所管する出捐金を活用する助成事業のいずれにおいても、公社からの実績報告において異常や不備がなかったため実施しておらず、また、どのような場合に実施し、どのような項目をチェックするかという整理も行われていない。

出捐金を活用するスキームは、局の助成金交付事務を代行させている実態を踏まえれば、局は公社に対して、申請者からの提出書類を適正に審査した上で助

成金を交付していることを確認する検査を行い、適正な事業執行を担保する必要性がある。さらに、当該スキームは補助事業とは異なり、複数年度にわたって事業が継続することから、事業期間を通じて適正な事業執行がなされるよう、定期的に検査を行う必要がある。特に、出捐金を活用する助成事業の種類及び規模はここ数年大きく拡大しており、不正な申請事例も把握されていることから、局が公社の審査体制を含む適正な事業執行を直接検査する必要性は増していると言える。

したがって、局は出捐金を活用する助成事業について、対象事業や実施項目を明確化した検査方針及び検査計画を策定し、それに基づいて定期的な検査を実施されたい。

(意見 1－5) 出捐金の異動時期について（本文 78 頁）

東京ゼロエミ住宅導入促進事業基金については、令和 6 年度中に出捐額の追加 2,650,000 千円について契約変更が行われたが、公社への入金は令和 7 年 4 月 1 日となった。

都の公有財産台帳における「出資による権利台帳」については、取得年月日を「当該出資、出えんによる権利を取得した年月日を登録すること」と公有財産台帳等処理要綱に定められているところ、環境局では「出捐による権利を取得した日」は契約締結日とする運用としており、当該運用に基づき契約締結が行われた令和 6 年度に出捐金として計上したとのことであった。

一方、局においては令和 6 年度中に支出の事務手続が完了したものの、公社においては入金が未了であったことから、令和 6 年度末時点においては預り基金として計上されず、その結果として都と公社の計上額で差異が生じた。

上記の差異理由を踏まえ、局に「出捐による権利を取得した日」を契約締結日とする運用の根拠についてヒアリングを実施したところ、当該運用及びその根拠について明確な整理がなされていなかった。

したがって、局において適切な運用が継続されるよう、上記の運用及びその根拠を改めて整理し明文化した上で、それに基づき運用することを検討されたい。

（指摘 1－1）出捐金の計上事務について（本文 79 頁）

環境局が環境公社との契約に基づき出資した出捐金のうち、区市町村との連携による環境政策加速化事業、区市町村との連携による地域環境力活性化事業、環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業に係る出捐金については、局の事務処理誤りにより、都の財産に関する調書における令和 6 年度末の残高が、公社の財産目録における残高と相違する結果となった。

都における財産管理において、公社の基金額と一致させるべきところ、相違が生じていたこととなるが、こうした事務処理誤りは、公社からの毎月の実施報告書に記載されている残高と局が把握する残高の不合を実施することで容易に防ぐことができるものである。したがって、毎月の残高照合を実施されたい。

（意見 1－6）出捐金を活用する助成事業の実施報告について（本文 80 頁）

環境局と環境公社との出捐契約に基づく助成事業において、公社から局への実施状況等の報告では、申請受付や助成金交付決定等の実施状況、収支状況の各種数値の報告にとどまり、年度における月次推移や過年度との比較分析、実務上把握されたニーズや運用上の課題などは報告事項に含まれていない。

公社の担当者によると、局とのコミュニケーションは、予算要求時を中心に緊密に実施されているとのことである。しかし、定期的なコミュニケーション内容を文書として残す運用とはなっておらず、公社が現場での運用をタイムリーに報告する上で、現行の様式には改善の余地があると考えられる。

局と公社は協議の上、例えば申請件数について前期比較や月次推移の分析を行う項目を追加し、直近の傾向や課題を文書で把握できるよう、様式の変更を検討されたい。

（意見 1－7）研究に関するビジョンやロードマップについて（本文 82 頁）

環境局は、都の環境政策に寄与するため、環境公社（東京都環境科学研究所）に研究を委託し、様々なテーマで研究を実施している。一方、公社は、東京都環境科学研究所中期研究戦略において、都の環境に関する研究を将来的にどのように進めていくかのロードマップを策定している。同戦略では、「環境科学研究所の取り組むべき環境課題及び組織、運営上の課題」「今後の調査研究等の取組」「効果的な調査研究等の推進」といった項目を定めている。また、東京都環境科学研究所が行う調査研究の具体的な方向性を分野別に定めたものとして「東京都環境科学研究所中期研究戦略ロードマップ」も作成されている。

しかし、同戦略では、同研究所の大規模改修について検討が行われた実績は確認できなかった。

また、公社では、中期研究戦略の進捗管理や中間的な評価には、同研究所が実施する研究等の外部評価機関である外部評価委員会を活用しているとのことであったが、各委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用は明文化されていなかった。

気候変動や生態系の変化は長期的スパンで進行するものであり、都における環境に関する研究も中長期的な視野をもって計画的に実施し、P D C Aサイクルを回すことが効率性及び有効性の観点から重要である。また、同研究所の大規模改修についても、今後の研究の方向性を踏まえ、検討すべきものである。

したがって、都市環境の分野で世界をリードするため、局と公社は、次期中期研究戦略の策定に当たり、東京都環境科学研究所の中長期的な研究の方向性を踏まえた施設整備の検討を行うとともに、外部評価委員会の委員に中期研究戦略を示し、同戦略の観点から各研究を評価する運用を明文化し、適切な P D C A サイクルを実施されたい。

【ゼロエミッションの実現について】

(意見 2—1) 都民の行動変容に向けた取組の強化について（本文 102 頁）

2030 年カーボンハーフ達成まで残された時間はわずか 5 年であり、施策を一層のスピード感をもって推進することが求められる。特に、家庭部門における温室効果ガス排出量が、部門別で唯一 2000 年比で増加している現状は、家庭部門対策の重要性を明確に示している。この課題を克服するためには、都民一人ひとりの行動変容が不可欠である。

環境局は、H T T アクションの推進、光熱費の実利の観点を踏まえた啓発活動、事業者を活用した家庭の環境アクション推進事業など、行動変容を促す施策を展開している。しかし、より一層、行動変容を加速するためには、行動変容を軸とした戦略的な施策全体の在り方について、更に議論を展開していくことが必要である。

また、行動変容の前提として、ゼロエミッション東京戦略に対する都民の理解を深めることが重要であるが、事業と目標の関連性をロジックモデルなどを用いて示す取組や、目標別の予算投入状況に関する情報公開などが不十分である。

2030 年のカーボンハーフ、その後の 2050 年のゼロエミッションの達成に向けては、都民の前向きな行動を促すことが極めて重要であり、そのために情報公開や行動変容を促進する取組を一層強化することが必要である。ただし、情報公開や行動変容の取組に当たっては、カーボンハーフ等の大目標に向けて考慮すべき点も多いことから、これまで以上に専門家の知見も活用しながら理解を深めるための丁寧な対応が求められる。

については、既にゼロエミッション東京戦略の議論の場となっている環境審議会を活用し、情報公開や行動変容の加速化に向けた取組を検討されたい。

(意見 2—2) 審査期間の短縮に寄与する提出書類の不備削減に向けた取組について（本文 108 頁）

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業及び東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業は、ゼロエミッション東京戦略達成のための主要な事業であり、特に円滑な審査業務が求められる。

しかし、両事業は申請件数の急増に伴い、審査現場の事務負担が増加し、審査期間の目安を超える案件も存在する。審査期間の目安を超える主な要因は、申請者から提出される書類の不備への対応である。

提出書類の不備は申請者に起因するため、ある程度の発生は避けがたい面がある一方、審査業務を円滑に進め、審査期間を短縮するには、できる限り不備対応の時間を削減することが重要である。

不備対応の時間を削減するためには、不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる不備に対して可能な範囲で対策を講じる必要がある。不備内容の分析については既に行われている事業もあるが、提出書類の不備削減に向けて、更なる分析の余地もあるものと考えられる。

また、提出書類の不備は申請者によるところがあるため、提出書類の不備率を数値目標として設定することは難しいとのことではあるが、発生する提出書類の不備に対し不備率の目安を設定し、実績との差を比較し分析することで、対応策の効果を振り返り、より効果的な対策の実施に生かすことは有用であると考える。

したがって、提出書類の不備率の目安を設けた上で、提出書類の不備の内容を分析し、不備対応時間の削減に寄与すると考えられる提出書類の不備に対して可能な範囲で対策を講じることを検討されたい。

(意見 2－3) 審査期間の目安の設定について（本文 109 頁）

環境公社は、助成事業の審査を実施する上で、審査業務の処理期間の目安（審査期間の目安）を設定している。

しかし、実際の平均審査期間が、設定している期間と比べて 1 か月以上短い事業が存在した。

目安値として設定している審査期間と実際の審査期間の乖離幅が大きい場合、目安として適切に機能しているとは言えない。

また、都民に対するサービス向上の観点からも、速やかに審査を完了させることができ望ましいため、審査期間の目安については、効果的な運用となるよう、実績を勘案した上で努力すれば実現可能な水準に設定する必要がある。

したがって、適切な目標値となるよう再設定することを検討されたい。

(意見 2－4) 審査期間の目安の周知徹底について（本文 110 頁）

環境公社は、助成事業の審査業務を実施するに当たり、審査期間の目安を設定している。

審査期間の目安は、現場職員が効率的に業務を進め、適切にスケジュール管理を行うための指針として、現場職員に周知することが重要である。

しかし、実態としては、隨時、口頭で説明が行われている状況であり、家庭における太陽光発電導入促進事業以外の事業ではマニュアル上に記載もないため、時間の経過とともに審査期間に対する意識が希薄化するおそれがある。

したがって、全ての事業においてマニュアルに審査期間の目安を記載することを検討されたい。

（意見 2－5）東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業の審査における視点の明確化について（本文 111 頁）

東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業において、審査案件が急増していることに伴い審査人員も大幅に増加している。そのため、環境公社には適切な審査体制を構築することが求められる。

本事業では、審査に際し専門的な知識を必要とすることや1件当たりの金額が大きいことから、外部委託や事前申込の導入等が難しく、抜本的な審査体制の変更には時間要する。そのため、現在の審査体制の中で、組織としての審査業務の品質がおおむね均一となるよう、効率的かつ効果的な審査体制を構築する必要がある。

現状では、各審査段階の審査項目は同一である一方、特に3次審査においては経験則から審査項目に濃淡をつけることで効率化を図るとともに、案件全体を俯瞰的に見渡し審査を行うことで、より効果的な審査を実施している。しかし、審査マニュアルにはそのような各審査段階で異なる審査の視点は記載されておらず、属人的な対応となっている。

今後も審査件数の増加に伴い審査人員の増加も見込まれることから、マニュアルを見れば審査ができるよう、各審査段階における審査の着眼点をマニュアルに記載することを検討されたい。

（意見 2－6）審査業務におけるマニュアルの共通化について（本文 112 頁）

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の審査に当たっては、各審査担当者は公社担当者が作成したマニュアルに基づき審査を行っている。

しかし、マニュアルは各メニューの担当者ごとに作成されており、メニューごとにマニュアルの記載内容及び形式が異なっている。また、各メニューの審査業務の過程で発生した審査の誤り等については、公社のマネジメント間で共有するとともに、その内容は現場職員へ口頭で共有するにとどまっていた。

助成対象となる設備や工事内容は異なるものの、各メニューで共通する審査のポイントもあることから、共通点については各マニュアルに反映することを検討されたい。

また、審査業務の過程で生じた審査の誤り等のうち各メニューで共通するものについては、効率的かつ効果的に現場職員に浸透させる観点から、各マニュアルに落とし込むことを検討されたい。

（意見2－7）事前申込の振り返りについて（本文114頁）

事前申込に関しては、導入初年度となる令和5年度において、事前に交付申請、審査、交付決定を行う手続との比較は行っているものの、課題や改善点を整理・分析することは行われていなかった。また、令和6年度以降は、問題や課題が発生した際に随時対処しているものの、事前申込の振り返りの観点から、課題等の分析や整理は行っていない状況であった。

事前申込は、審査期間の大幅な短縮を実現させた制度であり、環境局としても初めて導入する手續である点からすると、導入後に生じた課題の有無やその発生頻度の分析、さらには生じた課題に対して各年度でどのように対応したのか等について情報整理を行うことは重要である。

したがって、事前申込について、年度ごとに申込件数、期限切件数、要件非該当件数、要件非該当内容、問合せ内容、課題、対応策などに関する情報について集計、整理及び分析した内容を記録として残すとともに、当該手續の運用の改善に役立てることを検討されたい。

（意見2－8）外部専門家の活用について（本文116頁）

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業において、助成金の申請者から手續を代行した事業者による不正が発覚した。

環境局及び環境公社が本不正を認識してから監査時点で約6か月経過しているものの、再審査がいまだ途上であるなど、本不正事案の対応が継続している状況にある。この点、不正実行者に期限を明示して証憑の提出を依頼しているものの、不正実行者の努力のみでは解決し得ない事情があり、公社によるコントロールが難しいとのことである。

しかし、不正実行者の当該事業に対する交付申請件数及び金額を踏まえると、対応次第では都民からの信頼に及ぼす影響も大きい。

ここで、本不正事案については、行政的、法的観点から助成金の返還の考え方や請求、手續代行の停止・公表等に関し、局は総務局の担当部署に、公社は外部弁護士にそれぞれ相談しており、可能な対応は既に実施しているとのことであった。

しかしながら、不正対応に当たっては、行政的、法的観点のみならず、都民に対し早期に説明責任を果たすことを念頭に置く必要がある。そして、その観点を前提として調査内容、手法、範囲、再審査の終了時期、都民へ説明を行う適切なタイミングや方法、早期に調査を終わらせるための調査体制の在り方、再発防止策などを検討し、実施することが求められる。

この点、不正対応に関する知見を多く蓄積した外部専門家を活用することにより、現状の対応の十分性や妥当性を確認し、より迅速に適切な対応を実施でき

る可能性がある。

したがって、早期に、不正対応に知見のある専門家を活用することを検討されたい。

(意見 2－9) 不正事業者への返還請求及び違約加算金の納付の請求について（本文 117 頁）

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案に関し、環境公社が不正を認識してから監査時点で約 6か月経過しているにもかかわらず、本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を行っていない。

したがって、早期に本助成金の返還請求及び違約加算金の納付の請求を実施されることを検討されたい。

(意見 2－10) 不正事案を受けた再発防止策の策定について（本文 118 頁）

環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、再発防止の観点から注意喚起等の短期的な対応や本事業の要綱の見直し等の中長期的な対応について実施している。

一方、今後同様の不正を防止する観点からは、本不正事案から得られた知見を公社が実施する他の全ての事業で生かすことも重要である。

そのため、他の全ての事業においても、本件不正と同様の手口を防止できるような制度設計、要綱、申請手続となっているかを再点検し、必要に応じて変更を行うことを検討されたい。

(意見 2－11) 不正事案を受けた類似調査について（本文 118 頁）

環境公社は、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の不正事案を受け、令和 4 年度から令和 6 年度までの全交付案件について同様の手口がないかを調査し、既に完了している。加えて、同様の不正を防ぐための調査を実施しており、今後も継続して実施することとしている。

しかし、年間調査件数などの具体的な実施計画は定まっていない状況である。実施計画が不明確だと、関係者間での認識のズレが生じ、実施が遅れる可能性や適切な体制構築ができず、結果的に不正行為の早期発見や抑止が難しくなる可能性もある。

したがって、今後の不正を継続的に抑止する観点から、類似調査に当たっては、具体的な調査件数等を定めた上で計画的に実施されることを検討されたい。

（意見 2－1 2）不正が起こった際の都による公表について（本文 120 頁）

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

本不正事案の概要について、運営事務局である東京ゼロエミポイント公式ホームページに公表されていた。しかし、都のホームページには不正事案があったことの公表はない。

事業の公式ホームページの閲覧者は、当事業に関心を持つ都民が主である。当該事業の原資は都民の税金であることから、都は当該事業に関心を持たない都民に対しても、不正概要を公表し説明責任を果たすことが求められる。

したがって、今後同様の事案が発生した場合は、都が都民に対し説明責任を果たすため、都のホームページにも、調査の段階に応じて可能な範囲で公表することを検討されたい。

（意見 2－1 3）不正発生時の対応記録の整理及び活用について（本文 120 頁）

家庭のゼロエミッション行動推進事業において、偽造された申請書類を基にゼロエミポイントの申請が行われるという不正事案が発生した。

環境局では、本不正事案について、環境公社又は運営事務局から受けた報告を適時に記録していたものの、監査時点においては、不正の概要から今後の方針までを網羅的にまとめた資料は作成していなかった。

本不正事案により得られた知見を蓄積し、今後の事業検討や同様の不正事案が起こった際にその知見を生かすことができるようするために、本件概要を網羅的にとりまとめ、引き継いでいくことは有用である。

また、本不正事案については、運営事務局から報告書を求め、当該報告書を基に整理を進めることも網羅性や理解の適切性を担保する上で有用であった可能性がある。

したがって、必要に応じて運営事務局の協力も得つつ、本不正事案の概要を網羅的にとりまとめ、引継ぎのための資料を早期に作成することを検討されたい。

（意見 2－14）家庭のゼロエミッショント行動推進事業の省エネ効果の記載について（本文 124 頁）

家庭のゼロエミッショント行動推進事業では、令和 6 年 10 月 1 日以降の購入分について、製造から 15 年以上経過したエアコンを買い替える場合、通常付与される東京ゼロエミポイントに、更にポイントを上乗せしている。また、高効率機器には更なる上乗せを行っている。

買替えによる省エネ効果は、東京都環境審議会第 54 回企画政策部会にて、エアコンの保有年数、及び 15 年前と最新のエアコンでは電力消費量が約 23% 削減される旨の記載と説明があった。

しかし、この「23% 削減」は、2008 年発売製品の平均年間消費電力量と 2023 年発売の最上位機種を比較した数値であり、2023 年発売の製品の平均年間消費電力量で比較したものではない。監査人が 2023 年発売の製品の平均年間消費電力量で比較した削減率は、8 % にとどまっていた。

最上位機種との比較であれば、算定根拠を説明すべきである。また、最上位機種の比較だけでなく、比較先を平均値とした場合の数値を同時に記載した方が、より中立的な議論を促すことができると考える。

算定条件を明示せずに最上位機種の買替え効果のみを記載し説明することは、試算された効果について誤解を招くおそれがある。

したがって、環境審議会等の説明資料については、算定根拠を適切に表示するとともに、前提条件を揃えた数値を示すことを検討されたい。

（指摘 2－1）家庭のゼロエミッショント行動推進事業における事業効果の検証について（本文 126 頁）

環境公社は、家庭のゼロエミッショント行動推進事業に係る助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、家庭のゼロエミッショント行動推進事業の運営事務局に対して助成金を交付している。

交付要綱第 4 条第 10 号では、運営事務局に対し、事業効果の検証及び公社の求めによる報告を定めているが、公社は、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年間は報告を求めていなかった。

この点について、担当者によると、交付要綱第 4 条第 13 号に基づき、実施状況の定期的な報告を受けており、報告に併せて都民等からの要望や問合せ状況の報告を受けているとのことであった。また、第 4 条第 10 号で求めているアンケート調査については、運営事務局に都民からの意見が日々集まっているため、殊更実施していないとのことであった。

しかし、交付要綱第 4 条第 13 号の公社への報告に記載されている報告事項には、事業効果の検証は含まれていない。

さらに、交付要綱の当該記載は、旧家庭のゼロエミッション行動推進事業のときから現在まで存在しており、助成開始後に一度事業効果検証の報告を受けているが、その後数年以上経過しているにもかかわらず、報告を求めていないことは適当ではない。特に、当事業は予算規模も大きく、家庭部門のエネルギー消費量を迅速に抑える必要があることを鑑みれば、効果測定の実施と報告を定期的に求め、結果を今後の施策検討に生かすことは非常に有意義である。

したがって、今後は交付要綱第4条第10号に基づく効果測定結果の報告を定期的に求め、今後の施策検討に生かすことを実施されたい。

（意見2—15）タクシー車両使用台数の確認について（本文129頁）

次世代タクシーの導入促進事業では、車両使用台数によって助成金額が最大60万円程度異なり、申請者にとって重要な違いとなる。

この点について、現行の申請プロセスにおける使用台数の確認は、申請者が単に使用台数を書類に記載するだけの形式となっている。しかし、助成金額が異なる以上、使用台数の確認については、申請の段階でしかるべき書類を求めるべきである。現在は申請に当たり事業者から誓約書を徴取することで虚偽申請等不正事由の抑止を図っていることであるが、申請者の自己申告のみに頼ることは、車両使用台数を故意に少なく申請するといった不正行為を誘発するリスクを高める可能性もある。

確実性を担保しつつ、申請書類が増えることによる事業者の負担を考慮するという点においては、例えば、全てのタクシー事業者が国土交通省に提出する義務を負う事業計画認可申請書の写し等を証憑書類として求めることで、事業者の負担を極力少なくすることも可能である。

したがって、事業者の使用するタクシー車両が200台未満であるか否かを確認するために、申請時には事業計画認可申請書の写し等、申請者に対し証拠となる資料の提出を求める検討を検討されたい。

（意見 2—1 6）車両の処分又は移転の未承認防止策について（本文 131 頁）

次世代タクシーの導入促進事業及び電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、交付要綱において、助成金を交付された事業者等（被交付者）は、処分制限期間内に取得した車両を処分又は移転する場合、あらかじめ環境公社の承認を必要とすることが定められている。

この点について、両事業の交付決定通知書の別紙において、要綱の取得財産の処分に係る規定を記載することにより、処分制限期間内に該当する事象があった場合にはあらかじめ公社の承認を得る必要があること、返還金を納付することを通知している。あわせて、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）では、下取り車が電気自動車等であった場合、それが過去に助成金を受けた車両ではないかを審査の過程で確認するという対応を取っている。

しかし、いずれも自己申告を前提としたものであり、実際に承認を受けずに処分又は移転をしている車両がないかを発見するためには、自己申告に頼らず、公社がより主体的・能動的な対策を実施する必要がある。

したがって、次世代タクシーの導入促進事業については、例えば、最新の車検証など車両を保有していることが分かる証憑を提出させることに加え、任意でいくつかの事業者を選定し、実際に車両が保有されていることを少なくとも年に一度は確認するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両の処分又は移転がなされていないかを確認することを検討されたい。

また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）についても、購入から 3 年後に実施される車検を受けたことが分かる車検証の入手やサンプルでの現地確認を実施するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両が処分又は移転されていないかを確認することを検討されたい。

（意見 2—1 7）環境公社への事務費補助の予算積算に係る経費計上について（本文 133 頁）

環境局は、ZEV 普及促進事業（個人・区市町村分）に係る令和 7 年度の事務費補助の予算積算において、環境公社が審査業務の一部を委託していることを認識していたが、公社が自ら審査業務を実施するものとして、経費を委託料ではなく人件費に計上していた。

しかし、予算積算時点において公社が審査業務の一部を委託する蓋然性が高いことを認識しているのであれば、委託料として計上する方が実態に即した積算となる。

したがって、事務費補助の予算積算に当たっては、公社における事業の実施方法を踏まえ、経費計上することを検討されたい。

（意見 2－18）環境公社への事務費補助の予算積算に使用する人件費単価について（本文 134 頁）

環境局が環境公社への令和 6 年度の事務費補助の予算積算に使用する人件費単価は、都財務局長通知に記載されている都の人件費積算に用いる単価と同水準であった。

しかし、公社のホームページに掲載されている「令和 6 年度の人件費等の状況について」によると、法定福利費率を加味したとしても、局の積算単価は公社の実績単価よりも 10% 以上高くなる。

結果的に局の積算単価と公社の実績単価が 10% 以上乖離していることは望ましいとは言えない。実績を基本としつつも、例えばインフレによる影響が懸念されるのであれば、デフレーターを用いて補正することも考えられる。

したがって、実績を基本とし、より実態に即した人件費単価を予算積算に使用することを検討されたい。

（意見 2－19）予算の執行状況を反映した積算について（本文 137 頁）

補助金は予算を十分に活用することがその目的達成に資すると考えられるが、東京都環境保全資金融資あっせん制度は、令和 6 年度の予算額 11,904 千円に対して 873 千円と、執行残が相当程度発生している。なお直近 3 年間の執行率は、令和 4 年度 19.0%、令和 5 年度 6.5%、令和 6 年度 7.3% であり、低執行率が続いている。

この点について、令和 6 年度の申請台数は 9 台であったが、令和 7 年度予算の積算では、コロナ禍である令和 2 年度から令和 4 年度を除く、直近 4 年間の実績から、各月の申請台数の最大値を抽出して合計しており、年間台数を 66 台と見積もっている。当該積算方法は、需要動向とは大きく乖離しており、合理性に乏しく、結果として、低執行率となっている。

したがって、過去の数年の動向や、直近の実績を基礎として、より合理的で実態に即した予算積算を行うよう検討されたい。

（意見 2－20）食品ロス削減の目標設定について（本文 139 頁）

都は、「2050 年食品ロス実質ゼロ」に向けたマイルストーンとして、2030 年 60% 減、2035 年 65% 減の目標を設定している。しかし、目標設定過程を確認したところ、サプライチェーンごとの削減量を積み上げる形となつてはいるものの、2022 年の食品ロス発生量はサプライチェーンごとに大きな差異があるにもかかわらず、削減率はほぼ一律となっている。また、食品ロスの発生が多い工程が把握されているにもかかわらず、各工程に対してどの施策でどの程度削減を見込んでいるのかというロジックが明確ではない。

食品ロス発生量についてはサプライチェーンごとに大きな差異があるため、目標達成のために一律に施策を進めるのではなく、削減余地の大きいサプライチェーンについて、重点的に施策の検討を進められたい。

また、EBPM の観点から、「食品ロス発生が多い工程」に対してどの施策によりどの程度の削減量を見込むのかを明確化し、2030 年目標及び 2035 年目標達成に向け、適切な KPI を設定した上で取組を進められたい。

（意見 2－21）小売ロス削減総合対策の対象事業者について（本文 141 頁）

小売ロス削減総合対策による小売業の食品ロス削減効果は、都内食品小売業の約 5 % 程度と見込まれるが、小売業における食品ロス全体の約 90 % を排出している大規模事業者は自主的に取組を進めているため、小売ロス削減総合対策の対象事業者は中小事業者に限定されている。

この点、確かに大規模事業者は、社会的な責任も大きく、また正確な需要予測による発注量・廃棄量の減少等の自主的な取組によりコスト削減の効果が大きく表れる点は否定できない。

しかし、実績として小売業における食品ロスの発生の大部分を占めている以上、都としても制度や補助金による支援を行う余地はあると考えられる。

したがって、小売業における大規模事業者が食品ロスの削減を推進する上で行政にどのような支援が行えるのかニーズの把握を行い、対象事業者の拡大や新たな支援策を検討されたい。

（意見 2－22）廃プラスチック焼却量の削減に対する施策ごとの削減量の把握について（本文 143 頁）

都は、2030 年の家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量について、2017 年度の約 70 万トンに対し、削減量 28 万トン、削減率 40 % を目標に掲げているが、2023 年度の実績は削減量 2.1 万トン、削減率 3 % にとどまる。

環境局は、削減目標の達成に関して、区部においては多摩地域と比較してプラスチック排出量に対する廃プラスチックの割合が高いという現状理解の下、そ

の割合を区部においても多摩地域と同程度まで下げることができれば28万トンの削減が可能となり、これによって2030年における廃プラスチック焼却量の削減量の目標を達成できると判断している。

目標達成に向けた施策として、都は2R（リデュース、リユース）ビジネスの普及・拡大、衣装ケース等の粗大ごみの再販、製造・販売事業者による店頭回収ルートへの移行、プラスチック分別収集の新規導入や分別徹底の啓発など、様々な施策を行っている。

一方、例えば、ごみ処理の有料化については既に多摩地域の多くの自治体で実施されており、いまだ有料化されていない区部で新たに有料化した場合には、分別回収が促進され、その効果が区部に帰属すると考えられるものの、都の施策は必ずしも区部に限定して効果が現れるものばかりではない。

これらを踏まえると、2030年目標の達成に向けて区部に重点を置くという全体としての方向性はあるものの、各施策でどのように削減効果を積み上げていくかという検討が十分ではなく、定量的な目標設定も行われていない。

実効性のあるP D C Aサイクルを回し、政策効果を最大化するためには、各施策が廃プラスチック焼却量の削減にどの程度寄与するのかを算出し、目標達成に向けて具体的な計画を策定した上で、施策ごとに分析と見直しを行うプロセスが必要であると考える。

したがって、E B P Mの観点から施策別の削減量に関する成果指標を設定し、実績との乖離について分析と見直しを行うといった、2030年目標の達成に向けた具体的な計画と改善プロセスを検討されたい。

また、廃プラスチック焼却量を削減すれば、CO₂排出量の削減にもつながる。都内温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却による非エネルギー起源の排出量は推計されているが、施策別の焼却削減効果は試算されていないため、これに対応する施策別の温室効果ガス排出削減量の試算はされていない。カーボンハーフに向けた定量的な効果の把握と、削減効果の都民へのPRにつなげられるよう、施策別の温室効果ガス排出削減量の試算を行うことを検討されたい。

（意見 2－2 3）立入検査の目標件数について（本文 145 頁）

環境局は、フロン排出抑制法に基づく立入検査について、フロン類充填回収業者と建物解体現場では検査対象の発生の態様が異なるにもかかわらず、両者を合わせた全体に対して目標件数を設定している。

目標件数は、本来検査対象の母集団に対するカバー率や何年かけて一巡するかというローテーションの考え方を踏まえて設定する必要がある。現状の設定方法では、例えば、フロン類充填回収業者に対する検査数が少なくとも、建物解体現場に対する検査数を増やせば全体の目標は達成できることとなり、フロン類充填回収業者数に対してどの程度の割合で検査を行うかという必要件数と実際の実施件数に乖離が生じるなど、検査対象の特性を踏まえた目標設定という観点で課題がある。

したがって、フロン類充填回収業者に対しては約 4,800 者の規模や過去の立入検査結果等の質的な要素を踏まえた件数を設定し、建物解体現場に対しては前年度の検査数を踏まえた件数を設定するなど、検査対象ごとの発生態様に合わせた合理的な基準により、個別に目標件数を設定されたい。

（意見 2－2 4）充填回収量報告書の登録事務の効率化について（本文 146 頁）

フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法に基づき、毎年度、充填回収したフロン類の数量等を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

環境局は、提出された報告書の記載に誤りや不明点がないかを確認した上で報告書の内容をデータベースに手作業で登録しており、年間 4,800 件程度の登録作業が行われている。

登録時間は報告書 1 件当たり 1 分程度であるが、年間 4,800 件程度の報告書類を手作業で登録することは非効率であり、入力誤りの可能性もあることから事務効率化の余地があると考える。

したがって、報告書を公表している充填回収量報告様式によるデータ提出を推進するとともに、充填回収量報告様式についても形式的な入力制限や入力チェック機能を設けて入力誤りを減らすなど、事務処理の効率化を検討されたい。

（意見 2－2 5）解体業者及び破碎業者に対する立入検査の目標件数について（本文 148 頁）

環境局は、解体業者及び破碎業者に対して、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品、産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため立入検査を実施しているが、目標件数を設定していない。

また、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破碎業者に対しては、廃棄物処理の許可が切れる前に立入検査を実施しているが、許可を有していない解

体業者及び破碎業者に対しては、第三者からの苦情が入らない限り立入検査は実施していない。

この点、目標件数を設定して実績件数と比較することは、立入検査をより効率的に実施する効果を有するため、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定すべきである。したがって、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破碎業者に対する立入検査について、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定することを検討されたい。

また、許可を有していない解体業者及び破碎業者に対する立入検査は、第三者からの苦情が入らない限り検査は実施していないが、検査の必要性及び実施に必要な体制を改めて検討されたい。

（意見2—26）東京都気候変動適応計画における局の役割と定量的な取組予定の公開について（本文150頁）

環境局は、気候変動対策の基本方針として東京都気候変動適応計画を策定している。また、同計画に記載された取組について、3年間の年度ごとの取組予定を東京都気候変動適応計画アクションプランとして示し、同計画の進捗管理として活用している。

しかし、現行のアクションプランは、取組予定で定量的な記載となっていないものが見受けられる。

同計画の進捗状況を都民に分かりやすく伝え、適切にP D C Aサイクルを実施するという点では、事業の特性に応じ、可能な限りアクションプランの取組予定を定量的に記載することが必要である。

したがって、事業の特性に応じ、可能な限り定量的な取組予定を立てることを検討されたい。

また、気候変動適応計画に含まれる取組には環境局以外の各局が所管する計画等に由来するものも多い。他局が所管する事業の改廃や数値改善を促すまでの役割を果たすには難しい面があるとはいえ、気候変動適応計画の持つ重要性などを勘案すると、環境局は主体的に総合調整機能を果たす必要がある。

したがって、自局において可能な限り定量的な取組予定を立てP D C Aサイクルを実施するとともに、他局にもアクションプランへの定量的な取組予定の記載を働きかけ、P D C Aサイクル実施について必要な調整を図られたい。

【自然と共生する豊かな社会の実現について】

(意見 3－1) 次期アクションプランにおける目標設定について(本文 153 頁)

環境局は、東京都生物多様性地域戦略アクションプランにおいて、東京都生物多様性地域戦略に基づく取組内容と、その実績や計画を掲げ、P D C A サイクルを運用することで取組の改善を行っている。

同プランに掲げられている計画には、何々を実施、引き続き何々を推進といった定性的な記載にとどまっているもの、2024 年度（実績見込）の実績は定量的にもかかわらず 2025 年度以降の計画が定性的なもの、2025 年度以降の計画が全く同じものなど、取組成果が計画に対してどの程度達成できたのかが分かりにくく、効果分析になじまないものが複数あった。

取組内容によっては、定量的な目標設定が難しいケースがあることも理解できるが、取組をより効果的なものとするためには、定量的な目標を設定し、目標達成状況を見える化した上で P D C A サイクルを運用することが望ましい。

したがって、次期アクションプランを作成する際には、可能な限り定量的な目標を設定することを検討されたい。

(意見 3－2) 屋上等の緑化による CO₂ の削減効果の PR について(本文 155 頁)

屋上や壁面、ベランダにおける緑化については CO₂ の削減効果も考えられるが、環境局は建築物の屋上等の緑化に関して、CO₂ 削減量を算出していない。

しかし、屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果が確認されており、屋上における緑化については CO₂ の削減量も算出可能である。そのため、屋上緑化による CO₂ の削減量を算出し、その効果を緑化計画書による CO₂ 排出量削減への貢献としてアピールすることで、屋上だけでなく、壁面やベランダにおける緑化に対しても前向きに取り組むことにつながり、結果として屋上等の緑化が加速することが期待できる。

したがって、屋上緑化による CO₂ 削減効果について、都民に向けてアピールすることを検討されたい。

(意見 3－3) 屋上等の緑化によるヒートアイランド現象対策の PR について(本文 155 頁)

環境局は、過去に実施した屋上緑化による建築物のヒートアイランド現象緩和効果に関する実証実験により、建築物の表面温度上昇緩和効果等を確認している。

これらの効果の検証結果を周知することで都民や事業者の行動変容を促すことも期待されるため、緑化計画書制度等を通じて積極的に PR されたい。

（意見3－4）緑化評価ツール（試行版）について（本文157頁）

「生態系に配慮した緑化評価ツール（試行版）」について、評価結果や本ツールを利用した感想等のフィードバックは、ツールの公表以来特段届いていないとのことである。また、ツール自体のアップデートや評価基準の見直し等は行われておらず、本ツールの将来的な活用や展開について具体的な検討も現状は行われていない。

本ツールは、緑地の「質」に着目した評価を行う点で、国等の制度に比べて先進的な事例であったと言えるが、公表以降に十分なフィードバックが得られておらず、利用者のニーズを踏まえた改善や展開ができているとは言えない。

加えて、着眼点を同じとする国の制度が創設されていることからも、投資家や金融機関、市民等の様々な主体に対して、良質な緑地確保の取組の価値が「見える化」することは重要である。

したがって、都の緑化評価ツールについて、国の制度やツール構築の検討過程で得られた知見などを踏まえて、将来的な展開について検討されたい。

（意見3－5）保全地域の緑地保全（活用）の拡大について（本文162頁）

環境局は、保全地域の目指す姿に向けて今後取り組むべき施策の一つとして、2050年の指定・公有化目標を累計約1,000haに引き上げた。令和7年3月31日現在、指定面積は761.2ha、公有化面積は合計651.4ha（公有化率85.6%）となっており、目標達成に向けては約240haの指定を進めていく必要がある。これは、「未来の東京」戦略ビジョン及び保全地域の保全・活用プランで掲げられた2050年度までの目標値である100haと比較すると、約2.4倍に増加していることとなり、各年度において従来よりも加速した指定を進めていくことが想定されている。

また、局は保全地域において、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するため、ボランティア団体による緑地保全の支援や保全地域体験プログラムなど、各種取組を実施している。特にボランティア団体には、緑地保全及び保全地域の活用の観点から、主体的な活動が想定されている。

この点、現状においてもボランティア団体の登録がない保全地域が複数あり、保全地域体験プログラムが実施されていない地域も見られる。こうした中、保全地域の指定を2050年目標に向けて拡大していくことを見据えて、現在の指定地域については、都民の自然との触れ合い、学習、体験活動等の活用を着実に進めていくことが望ましい。

また、ボランティアに関しては、会員の高齢化や固定化などの課題がある一方で、自然再生事業のように、ボランティアと連携した新しい取組も進んでいることから、活動の担い手を拡大し、定着させる取組を充実させることも重要である。

したがって、ボランティア団体の活動を促進し、定着を促すために、現在指定が行われている保全地域について、ボランティア団体が登録されている地域拡大のために一層の取組を検討されたい。また、保全地域体験プログラムの実施対象となる地域及び活動主体となる団体の拡大を図るための方策を検討されたい。

(意見 3－6) ECO-TOP プログラムの展開について（本文 163 頁）

ECO-TOP プログラムは、自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出すための制度である。

実績としては、令和 6 年 3 月末現在において 5 大学が認定を受け、374 名の修了生を輩出している。しかし、修了生のその後の活動状況を把握しておらず、修了生に対するアンケートも効果的に活用できていない、修了することによるメリットも限定的であるなど、プログラムの意義や見直しを検討する観点からは、修了生からのフィードバックや修了生に対するフォローアップについて改善すべき点がある。

したがって、修了生に対するアンケートについては、回答形式を選択式と記述式の組合せにするなど、プログラムに対するフィードバックが集まりやすくなるよう工夫されたい。

また、アンケートの対象者については、修了直後の修了生だけでなく、修了から一定の期間を経た修了生に対しても継続的に実施されたい。

さらに、修了生に ECO-TOP プログラムの講義に登壇してもらうことや、修了生の就職先をインターンシップの受け入れ先として活用するなど、修了生にもメリットがある形でアルムナイの取組を拡大することを検討されたい。

(意見 3－7) 東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025 における保全地域体験プログラムの目標と実績について（本文 165 頁）

環境局が策定した「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン 2025」において、「保全地域等での自然体験活動参加者数」は、現在、保全地域体験プログラムの項目に記載されている。

しかし、「保全地域等での自然体験活動参加者数」には保全地域体験プログラム以外に、保全地域における公社委託事業（東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム）のほか、奥多摩都民の森、高尾の森自然学校事業が含まれている。そのため、現在の記載では、保全地域体験プログラム単体の目標が 58,000 人、2024 年度累積の実績が 40,432 人であるとの誤解が生じ得る。

したがって、「東京都生物多様性地域戦略アクションプラン」における「保全地域等での自然体験活動参加者数」について、構成される事業名等を明示し、それぞれの実績値を記載することを検討されたい。

(意見 3－8) 高尾の森自然学校への都事業の共有について（本文 167 頁）

高尾の森自然学校事業は都と一般財団法人との協働事業であり、運営主体として活動拠点施設の整備や学習・体験活動のメニューを提供する役割を担っているのは当該財団法人である。

一方で、環境局は、「保全地域等での自然体験活動参加者数」の 2030 年度の目標人数を累計 58,000 人と設定しており、その内訳の一つに高尾の森自然学校が含まれているが、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）に関する年間の計画や取組については同財団に共有されていないとのことであった。

局の計画を共有し、取組を同財団が把握することは、自らのプログラムを効果的に PR し、参加者の増加に寄与することを通じて目標達成に向けた取組を進める上で有用である。

したがって、局が実施する事業（公社委託事業を含む。）ごとの年間の計画や取組を同財団と共有されたい。

(意見 3－9) 自然保護の担い手に係る役割や取組について（本文 170 頁）

自然保護活動の担い手として、東京都レンジャー やサポートレンジャー、エコツーリズムのガイド、ボランティアが挙げられる。東京都レンジャー やサポートレンジャー、エコツーリズムのガイド、ボランティアの立場は様々であるが、これらの担い手と都がどのように連携して活動に取り組むかは非常に重要である。

一方で、自然公園ビジョンには、自然保護の担い手の活動目標や、具体的な取組が十分に示されていない。

自然環境の保護・管理は短期間で成果が出るものではなく、継続的な取組が不可欠であり、中長期的な視点で活動を展開する必要がある。自然公園ビジョンで、様々な自然保護の担い手に応じた取組を具体的に示すことで、担い手に関するビジョンが明確となり効果的な自然環境の保護が可能になる。

現在の自然公園ビジョンは平成 29 年に策定されたものであり、当該ビジョンの改訂が令和 9 年に想定されるところであるが、東京都レンジャー等、様々な担い手にどのような役割を担ってもらうべきか、自然公園の目指す姿とともに、総合的に捉えることは重要である。

したがって、自然公園の目指す姿とともに、様々な自然保護の担い手に応じた役割や取組を総合的に捉え、次期自然公園ビジョンの策定に当たられたい。

（指摘 3－1）指定管理者の提出する報告書の確認について（本文 172 頁）

環境局所管の指定管理施設である東京都御岳ビジターセンターについて、指定管理者から提出された「令和 6 年度管理運営における事業報告書」に記載されていた人件費、事業費、間接経費の計画額に誤りが認められた。

局の担当者は事業報告書をチェックリストにより確認していたが、計画額を確認する項目を設けていなかったため、当該金額を突合していなかったことが、誤りを発見できなかった原因であった。

指定管理者の管理運営状況を評価するに当たり、財務状況の計画・実績数値に誤りがあると正確に評価できない可能性があるため、財務状況の確認は正確に実施されるべき事項である。

したがって、今後同様の誤りが生じないよう、チェックリストの内容を見直すことで誤りの防止・発見に努めるとともに、指定管理者に対し是正した事業計画書の確認の実施など、指定管理者への指導徹底に努められたい。

（意見 3－10）自然公園内に所在する大規模施設の長期的な更新計画の策定について（本文 174 頁）

環境局は、自然公園内及びその周辺に自然の保護と利用のための自然公園施設を設置している。

自然公園内に所在する大規模施設については、建築から 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる。施設の修繕は、日常業務において劣化状況等を把握し、必要がある場合には適宜実施されているが、自然公園の施設全体について改修・更新の順序等を織り込んだ長期的な大規模改修・更新計画は作成されていない。

施設の劣化を防ぎ費用を平準化しつつ、自然公園内の大規模施設全体について計画的に管理していく上では、大規模改修・更新計画は重要である。

したがって、自然公園内の主な施設全体についての大規模改修・更新計画を策定し、計画的大規模改修及び更新を行っていくことを検討されたい。

（指摘 3－2）公有財産の登録漏れ及び除却漏れについて（本文 175 頁）

監査人による現物実査の結果、公有財産台帳に登録のある工作物のうち、設置場所が小峰ビジターセンターとされている工作物について、2 件の資産については現物の所在が確認できなかった。

また、過年度に行われたコンビネーション遊具等の更新の際に、新規資産の 6 件の登録及び旧資産 3 件の除却の処理がされていなかった。

公有財産台帳は、東京都公有財産規則の規定により、変動のあった都度、補正しなければならないとされているため、速やかに是正するとともに、他の自然公園においても同様の事例が生じていないか、管理状況を確認されたい。

（意見 3－1 1）TOKYO くまっぷについて（本文 177 頁）

TOKYO くまっぷは、人身被害防止等を目的に、ツキノワグマの出没情報等を都民に知らせるサイトであるが、安全のための情報が都民に届くことを重視しているため、都内におけるツキノワグマの出没情報に特化しており、他の自治体やアプリとの連携はない。

しかし、ツキノワグマに行政区画は関係なく、自由に行政区画をまたいで活動するため、隣接県との境界で情報が途切れてしまうと、利用者は他の自治体が公表する情報を個別に参照しなければならず、情報の一覧性の観点から改善の余地がある。

したがって、他県との会議体等の枠組も活用しつつ、隣接自治体の地図情報のリンクの掲載や、同様のプラットフォームを共有し同一の地図において他県の出没情報も確認できるようにするなど、連携の方策を検討されたい。

また、環境局においては情報の正確性を重視しているが、人身被害を防止する観点からは目撃情報等をよりタイムリーに掲載する必要があり、出現件数や目撲件数が更に増加する場合は、マンパワーの限界もある。そのため、新システムの構築時には、情報提供の効率的な仕組みや「東京いきもの台帳」で把握される基礎情報を参考資料とした連携について検討されたい。

【より良質な都市環境の実現について】

(意見 4－1) アドバイザー派遣の増加に向けた取組について（本文 181 頁）

環境局は、中小企業のVOC排出量削減に向けた自主的な取組を支援することを目的として、VOC対策アドバイザー派遣を実施しており、派遣数を増加させるための取組として各種説明会や関連団体への周知を行っている。

しかし、過去3年間のアドバイザー派遣の実績は、各年度2件から3件にとどまっており、VOC対策アドバイザー派遣の事業効果を上げる観点からは、派遣数の拡大に向けた取組が重要である。

したがって、利用の利便性の観点から、支援内容の点検や対象業者への直接的な働きかけなどを行うことで、利用実績の拡大に向けた取組をされたい。

(意見 4－2) VOC対策セミナーの配信について（本文 182 頁）

環境局は、VOC排出量の削減に向けた啓発を目的として、VOC対策セミナーの配信を行っている。業種を絞らない幅広い対象者向けのオンライン配信セミナーは、配信期間が設けられているが、例えば、「P R T R 電子届出の活用や排出量算出の基本的留意点」や「大気環境に配慮した商品紹介サイト Clear Sky Navi（登録編）」などのように、配信期間を限定せずより長期間の配信をすることが望ましいプログラムも存在している。

さらに、対象業種を絞った一部の専門的なセミナーは、開催方法が対面に限定されており、参加者の利便性向上により参加者を増加させる観点からは、配信や開催の方法について改善の余地があると考えられる。

したがって、プログラムの内容に応じて配信期間を限定しないこと、専門的なセミナーについてハイブリッド開催や事後的な動画配信を行うことなど、参加者の利便性を向上させるための取組を検討されたい。

(意見 4－3) 土壌汚染対策セミナーの開催方式等について（本文 184 頁）

環境局は、環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策の普及啓発を目的に、土壌汚染対策セミナーを毎年開催している。当該セミナーは、コロナ禍においてはオンライン形式により開催していたが、令和4年度以降は会場での対面形式で開催している。

また、セミナーのプログラム及び講演資料がホームページで公表されているが、プログラムの内容に関連する取組ページへのリンクが掲載されていないなど、セミナー参加者やホームページ閲覧者に対する利便性を向上させ、事業効果の向上につなげる観点からは、改善の余地がある。

したがって、土壤汚染対策セミナーについて、ハイブリッド開催、事後的な動画配信、プログラムの内容に関連する取組との連携など、参加者の利便性向上によりセミナー参加者数の増加や事業効果の向上につながる取組を検討されたい。

(意見 4－4) 優先的対策道路の見直し要否の検討について（本文 187 頁）

優先的対策道路は、道路に面する地域の環境基準に対する平成 7 年当時の達成割合の状況を踏まえ、道路構造対策、沿道対策、交通流対策等のハード・ソフトの対策に、国、地方公共団体、道路管理者、公安委員会等関係機関が連携を強化して総合的に取り組むことを目的に指定されたものである。

優先的対策道路区間における低騒音舗装や大型貨物自動車等の通行制限などハード・ソフト両面の対策を進めた結果、都内における道路に面する地域の環境基準の達成割合は、平成 7 年度の 4.7% から令和 5 年度には 91.7% まで向上した。一方で、優先的対策道路は、平成 16 年に選定されて以降、新たに選定・除外は行われていない状況にある。

環境基準の達成割合が大幅に向上し、前回選定が行われた平成 16 年から 20 年程度経過している状況を踏まえ、国の道路交通センサスの結果が公表される機会などを捉えて、優先的対策道路について新たに取り組むべき事項、継続すべき事項などを整理し、見直しの要否を検討されたい。

(意見 4－5) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査対象事業所の選定方法について（本文 189 頁）

環境局は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査についてマニュアルを作成しており、同マニュアルには立入検査の対象事業所の選定方法が定められている。

局は、立入検査対象事業所を当該選定方法に基づき選定しているが、検査対象事業所のローテーションの状況を確認したところ、10 年以上にわたり検査が実施されていない事業所が相当数存在していた。

したがって、ローテーション方針を明確化するなどの方法により、長期間にわたり立入検査の対象とならない事業所が発生しないよう見直されたい。

(指摘 4－1) ダイオキシン類対策特別措置法による立入検査結果の交付について（本文 189 頁）

環境局がダイオキシン類対策特別措置法に基づき行う立入検査のマニュアルには「大気用」と「水質用」がある。

大気用の立入検査マニュアルでは、立入検査時に書面「立入検査結果について」の控えを立会者に渡すことが定められているが、同書面が交付されていない事例があった。

立入検査の結果、指摘事項がないことを明確にするため、立入検査時に指摘事項がなかった場合であっても「立入検査結果について」の書面を交付されたい。

(意見 4－6) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査について（本文 191 頁）

環境局は、一般廃棄物処理施設に対する立入検査について、区部の焼却施設を中心に実施するほか、許可申請や変更許可申請や、事故等の発生のおそれがあると認められる場合などに実施しているが、これらは選定方針として文書化されているわけではない。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査においては、立入検査の基本方針、対象施設の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、検査スケジュールなどの具体的な内容を定めた年度計画を作成することを検討されたい。

(意見 4－7) 産業廃棄物処理業者に対する立入検査計画について（本文 193 頁）

環境局は、産業廃棄物処理業者に対する立入検査について、前回の立入検査日を踏まえて優先度を決め、苦情対応等による現地調査や行政指導と調整しながら行っている。

しかし、立入検査計画には、立入検査を行う期間（令和 6 年度中）と検査が実施される可能性のある施設の総数が示されているのみであり、検査先選定の考え方や検査対象施設などの記載はなかった。

対象施設の選定については、計画的に検査を実施する観点から、方針を定めた上で、年度ごとに具体的な計画を作成することが望ましい。

したがって、立入検査の基本方針、対象事業所の選定方針を文書化するとともに、当該年度の検査対象施設、立入検査スケジュール、業務分担等の具体的な内容を年度の検査計画で定めることを検討されたい。

（意見 4－8）浄化槽保守点検業者に対する立入検査について（本文 195 頁）

環境局は、浄化槽保守点検業者に対する立入検査について、保守点検の受託実績のある事業者のうち、直近の検査実績がない 10 事業者程度を対象に実施しているが、選定方針として定められていない。

また、令和 6 年度の浄化槽保守点検業者に対する検査実績の 13 件について、前回の検査実績を確認したところ、9 社が令和 4 年度に選定されていた。一方で、平成 30 年度以降に検査実績のない事業者（検査への協力を得られなかつた事業者等を除く。）は 19 社あり、選定に偏りが認められる。

したがって、検査対象先の選定に偏向が生じないように選定方針を明確化・文書化するとともに、当該選定方針に基づいて検査対象業者を選定することを検討されたい。

（意見 4－9）コロナ感染症対策で先送りにした事業場に対する立入検査の早期実施について（本文 197 頁）

多摩環境事務所で行っている水質汚濁防止法に基づく立入検査について、検査対象事業場のローテーションの状況を確認したところ、コロナ感染症対策で先送りにした事業場が 40 事業場（うち 9 事業場は令和 7 年度検査実施（予定））存在した。

コロナ感染症対策で先送りにした事業場については、解消に努めているとのことではあるが、早期に実施されたい。

【公益財団法人東京都環境公社の経営管理について】

(意見 5－1) 東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランについて
(本文 200 頁)

環境公社が策定している東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランは、政策目標達成のために行う取組の方向性を示すものであり、ビジョン及びアクションプラン自体について目標管理を行う形式にはなっていない。

また、2030 ビジョン及びアクションプランでは、都の環境基本計画の目標のうち、公社が寄与していく「都施策の目標」と公社が独自に設定した「公社の戦略の目標」が混在している。

この点について、公社としては、都からの委託事業や補助事業に依存する部分もあり、公社独自の戦略目標を定量的には設定していない。

公社の事業において都からの委託事業や補助事業が大半を占めることは確かである。しかし、政策連携団体として都とともに目標を達成するという意識を持つことが重要であり、各戦略については都と連携して公社としての目標を設定することが、中長期的な目標管理の上で望ましく、事業の実施主体ならではの目標、例えばDX、BPR、サステナビリティ戦略に関連する自主的な取組などの目標が考えられる。事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するというPDCAサイクルを適切に運用するためには、可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要である。

したがって、東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプランに掲げる各戦略の目標について、都と調整の上、可能な限り明確かつ定量的な目標・指標を設定した上で定期的に評価することを検討されたい。

(指摘 5－1) 財務規程に基づく内部監査の実施について（本文 203 頁）

環境公社では、財務規程第 88 条において内部監査の実施が定められており、担当者によると、会計監査人による会計監査のほか、会計監査の実施時における経理担当者の同行による業務の点検、契約事務や支払事務の実施部署とは異なる部署による相互チェックなどを行っているとのことである。

しかし、会計監査人による会計監査は外部監査であり、その他の取組も通常の内部統制というべきものであるため、財務規程第 88 条に基づく内部監査が行われていると評価することは難しい。

法人におけるリスク管理・ガバナンス体制においては、各担当者・各部署とは独立した立場で業務の適正性を点検する内部監査は、業務上のリスク低減と不祥事の防止にとどまらず、業務の有効性・効率性の向上や経営目標の達成にも寄

与するものである。

したがって、財務規程第 88 条に基づく内部監査の実施について、体制及び必要な事項を早急に整備されたい。

(意見 5－2) 固定資産の実査について（本文 204 頁）

環境公社は、固定資産の現物管理について、毎年度 4 月に本社経理担当から各所管部署に対して管理状況の確認を依頼しているが、報告様式は特段作成されていない。また、直接現物を確認する機会は外部監査人が監査手続として実施する実査への経理担当者による立会いにとどまり、定期的かつ網羅的な現物実査は行われていない。

固定資産の管理においては、定期的かつ網羅的な現物実査が有効であると考えられるため、ローテーションによる効率化も考慮しつつ、経理担当者の立会いを含めた計画的な現物実査の実施を検討されたい。

(意見 5－3) 固定資産の登録について（本文 205 頁）

環境公社の東京都生物多様性推進センターに所在する資産について、数量を 1 として登録しているものの、実際にはついたて、掲示板、キャビネットと異なる形態を含む 6 つの什器であった。また、6 つの什器には、枝番を付したラベルが貼付されていた。

この点について、財務規程第 65 条に定める 1 整理単位は明確に定義されていないため、誤りとまでは言えない。また、同資産の耐用年数に関して、公社は 6 つの什器を同一資産として耐用年数 8 年で登録しており、6 つの什器を個別に登録した場合でも、各資産の耐用年数はいずれも 8 年であるため、会計処理に影響は生じていない。

しかし、現物管理の観点からは、財務規程第 65 条で定める 1 整理単位は、実物の物理的な形態に応じて区分されることが適切であり、ついたて、掲示板、キャビネットといった物理的な形態が異なる資産は、別の整理単位として登録し、固定資産番号を付すべきである。

また、枝番は同一の物理的形態を持つ資産が複数ある場合に有用であり、物理的な形態が異なる資産について枝番による管理を実施しても、物理的形態に応じて利用方法や利用場所はおのずと異なるため、かえって混乱が生じることが懸念される。

したがって、公社は財務規程第 65 条に基づく 1 整理単位について具体的な定義を整理し、その定義に基づき資産登録を行わみたい。

（意見 5－4）固定資産の第三者への貸出について（本文 206 頁）

登録上の所在が東京都環境科学研究所である資産のうち、共同研究契約に基づき提供する設備の対象となっており、平成 29 年の契約開始以降、現物が共同研究先に所在する資産につき、当該資産の実在性や管理状況について、所管部署による確認は実施されていたものの、経理担当者による確認は実施されていなかった。また、固定資産台帳には、当該資産が貸出となっている旨の記載はなかった。

環境公社の財務規程等には、公社が所有する固定資産の貸出について特段の規定はないが、貸出を行っている固定資産は現状限定的であるものの、貸出を行っている旨が固定資産台帳等で確認できなければ、所在や利用状況の把握など、管理が適切に行えない可能性がある。

したがって、貸出を行っている資産であることを固定資産台帳等で把握できるようにするとともに、現物確認の方法についても実態に応じた適切な方法を検討されたい。

（意見 5－5）貸与物品の現物管理について（本文 207 頁）

「令和 6 年度東京都保全地域人材育成等及び管理運営等業務委託（概算契約）」に伴う「物品使用貸借契約書」（以下「契約書」という。）に基づき環境公社が都から貸与を受けた物品（貸与物品）のうち、東京都生物多様性推進センターに所在する物品について、実際の取得は令和 6 年度であるにもかかわらず、貼付されているラベルには令和 7 年度の取得と記載されているものがあった。

契約書第 5 条第 6 項に基づき購入した物品に関しては、同規定に基づき契約期間満了の際に都へ返還することとなるが、契約期間が満了するのは年度末であり、返還後に都が財産登録を実施するため、都側で資産登録を行うのは翌年度となることが要因であった。しかし、当該運用によれば、同契約第 5 条第 6 項に基づき都に返還する物品であることが購入段階で明確であるにもかかわらず、都に返還するまでラベルが貼付されず、公社資産と区別する形で現物管理がなされないこととなる。

都に返還する物品であることが明確である以上、購入時から返還までの間ににおいてもラベルを貼付することで公社資産とは明確に区別して現物管理を行うことが適切である。

したがって、公社は同契約第 5 条第 6 項に基づく物品の購入を行った際は、契約期間満了の際に都へ返還するまでの間、購入物品にラベルを貼付して公社資産と区別して現物管理を行う運用とすることを検討されたい。

(意見 5－6) 1者入札や低入札価格に係る調査について（本文 209 頁）

環境公社の競争見積契約において 1者入札や低落札率の案件が確認されたが、公社には 1者入札や低落札率の案件に係る調査制度等が存在しない。

公社は、都の政策連携団体として、競争見積契約において経済性、品質確保を一定程度担保する必要がある。さらに、公社は、ここ数年で事業規模が大きく拡大しており、審査業務の外部委託を含む契約の件数及び金額規模が増加する経営環境にあるため、競争見積契約におけるリスクに対応する体制の整備が行われることが望ましい。

したがって、1者入札の案件については辞退した企業に対して辞退理由の調査を行い、低落札率の案件については工事等を中心に基準価格を設定して当該価格を下回る入札企業に対して積算内訳と履行能力について聞き取りを行うなど、実態を把握し、その後の契約にフィードバックさせることを検討されたい。

(意見 5－7) 契約の形式について（本文 210 頁）

東京サーキュラーエコノミー推進センターのウェブサイト「TOKYO サーキュラーエコノミーアクション」は、保守管理委託を単価契約としているが、請求書を閲覧したところ、毎月の支払額が同額となっていた。

担当者によると、保守契約という性質上、委託料（人件費）に障害対策に係る工数を見込んでいる影響とのことである。しかし、委託料（人件費）の積算過程を確認したところ、数量に単価を乗じる形で積算しているものの、工数を見込んでいるのは単価の積算においてであり、単価に乗じる数量は年間の月数（12）である。

単価契約は、契約時点では数量や工数の見積りが困難である場合に利用される形式であるが、本契約における数量は年間の月数であり確定できる。また、毎月の支払額を同額としていることからすれば、実質的に総価契約であり、単価契約による経済性には懸念がある。

したがって、上記契約の締結に当たっては、経済性の観点から、契約の形式について十分に検討されたい。

（意見 5－8）共通経費の配賦基準の明記について（本文 211 頁）

環境公社は、各事業にまたがって発生している経費（共通経費）の配賦方法について、要領やマニュアルなどの規程類において明記していない。

定められた配賦基準に従い適正に会計処理を行うことで、事業活動の透明性が高まり、財務報告の信頼性も確保することにつながる。

したがって、配賦基準を要領やマニュアルなどの規程類として整備されたい。また、事業費と管理費の按分については按分基準が過年度より固定されているため、配賦基準を規程類として整備する過程で、改めて実態に応じた水準であるか検討を実施されたい。

（意見 5－9）実地棚卸に係るマニュアル等の整備について（本文 212 頁）

環境公社は、財務規程に基づき、毎年度末に実地棚卸を行っている。

実地棚卸は、毎年度末に本社から各拠点の担当者に対して実施方針をメールで通知し、これに基づき各拠点において作業が実施されている。また、公社の会計監査人が定期的に各拠点での作業に立ち会い、財務規程に照らして作業が正しく行われているかを確認している。しかし、実施手順等は各拠点の担当者に委ねられており、実地棚卸に関するマニュアルやチェックリストは整備されていない。

マニュアルが整備されていない場合、作業の属人化を招き、作業ミスや品質のばらつきが生じるおそれがある。また、正確に在庫数を把握できない場合、財務諸表の内容が不正確となるほか、過剰在庫を招く、盗難や紛失の発見が遅れるなど、様々なリスクが生じる。

したがって、実地棚卸に係る実施手順を可能な限り具体的に定めたマニュアルやチェックリストの整備を検討されたい。

（意見 5－10）東京スイソミルの来館者数について（本文 216 頁）

東京スイソミルの年間来館者数の推移に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度及び令和3年度に大きく落ち込んでおり、ここ数年は回復基調であるものの、ピークであった令和元年度の水準には至っていない。

また、令和6年度については計画を上回る実績となっているものの、既に新型コロナウイルス感染症の人流への影響はないと言える状況下でありながら、いわゆるコロナ前の水準に来館者数が回復していない現状は、来館者数の増加に向けた取組が十分に成果を発揮しているとは言えない状況である。特に、令和元年度に実施していた子供イベントは、イベント来館者数に大きく寄与しており、令和元年度の来館者数と現在の乖離の主要因ともなっている。

さらに、居住地別の来館者については、平成 27 年度においては江東区及びその周辺区からの来館者が約 7 割を占めており、都内全域において広く普及啓発活動が行われていない可能性を示す状況であった。現在は、団体来館者の地域は一定程度把握しているものの、一般来館者について居住地の分析は行っていない。

したがって、来館者数については、来館者の属性に応じた広報戦略が想定されるため、来館者へのアンケートを充実させるなどにより、より詳細な分析を実施されたい。

また、海外からの団体利用が増加傾向にあるなど、施設における潜在的な独自性や魅力は十分認められることから、それらを東京都、ひいては全国的にアピールし、来館者数を増やすための広告宣伝の在り方を検討されたい。

（意見 5－1-1）東京スイソミルの運営コストについて（本文 216 頁）

東京スイソミルの設立費用、令和 6 年度の維持管理費用及び令和 6 年度の来館者数を基に、監査人が来館者一人当たりコストを試算した結果、海外居住者を含む来館者一人を呼び込むために、少なくとも 7,551 円のコストが生じていた。これは平成 29 年度包括外部監査において試算された 5,773 円を大きく上回るコスト水準となっている。

スイソミルは公社の自主事業として、開館以来、入館料を徴収していないため、実質的に当該コストは公社が全て負担することとなるが、スイソミルのコストを賄うだけの利益を安定的に得ることは構造上難しい。そのため、今後の事業運営については、①寄附金や協賛金、補助金などといった外部収入の確保、②入館料の設定、③運営規模の縮小など、様々な選択肢を検討する必要があると考えられる。

スイソミルは時宜にかなった大変有意義な施設であり、より発展的かつ安定的な施設運営が望まれるため、公社は上記の観点を踏まえ、将来の収支シナリオを検討し、現在の収支構造を改善するための経営判断を行わせたい。

（意見 5－1 2）浄化槽の水質検査事業のデジタル化と経済的負担の在り方について（本文 218 頁）

環境公社は、浄化槽の検査事業について、都デジタルサービス局による令和 6 年度の手続のデジタル化に係る業務改善提案事業においてデジタル化の提案を受けたが、提案された内容について検討は進めているものの、財源や事業収支の状況を踏まえ検討する必要があるため、具体的な計画や取組は設定していない。

当該事業は、浄化槽法の規定に基づき都道府県知事に指定された指定検査機関としての業務であるため、公社のみが浄化槽の水質検査を実施している状況であり、都内の生活環境の保全及び公衆衛生の向上のためには公社が事業を継続していく必要がある。

この点、都による補助等の支援がない自主事業であるため、財源や事業収支の状況を考慮することは理解できるが、提案された内容は業務時間の削減と業務の質の向上に資するものであり、事業経費の削減や事業効果を向上させる観点からは有益であると考えられる。そのため、判断を先送りすることなく、コストを見積もり適切な対応範囲を検討することが望ましい。

したがって、公社及び環境局は、事業継続のためのデジタル化の対応範囲等について、一体となって検討されたい。

（意見 5－1 3）科研費における研究分担者の提出資料について（本文 221 頁）

環境公社の一組織である東京都環境科学研究所は、科研費の共同研究において同所が研究代表機関である場合、学術振興会が定める科研費のルールに則り、分担者の研究費の使用については、研究分担者の所属する研究機関が作成する実績報告として収支簿等の内部資料の提出を受けるのみで、外部証憑の添付を求めていない。

研究機関には研究費不正の根絶に向けた効率的かつ実効性のある不正防止対策を実現することが期待されているが、収支簿等の書類の写しのみでは不正の端緒を発見することは困難である。対応策としては、例えば、収支簿の確認過程における異常取引や記載を定義して確認結果を文書化することや、どのような場合に分担者に対して外部証憑の提出を求めるかを整理することも有効な取組である。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は、現在のルールが研究費不正を防止又は発見する観点から十分であるか、実務上の負担も勘案しつつ確認するとともに、より一層不正防止に向けた取組を検討されたい。

(意見 5－1 4) 公開研究発表会の視聴者数の増加策について（本文 223 頁）

東京都環境科学研究所が行う公開研究発表会は、同所の研究成果を広く都民に知らせる上で重要な機会と言えるが、近年の参加者数は現地参加、オンライン参加を合計しても横ばいとなっている。一方、見逃し配信については、参加者の数や層を拡大する上で有効な取組であるが、視聴可能期間は、研究の鮮度を重視しているため公開から 1 か月間に限定されている。

ゼロエミッションや生物多様性など、環境問題への社会的関心が大きく高まる中で、環境分野にフォーカスした研究を継続的に行う環境科学研究所の取組は、より幅広い都民に周知されることが望ましい。

この点、現状の公開研究発表会の参加者数については、こうした社会的関心の高まりに比例して増加しているとは言えず、コンテンツや広報の在り方について改善の余地があると考えられる。

また、見逃し配信についても、1 か月で研究成果が陳腐化するとは考え難く、視聴期間を延長することで都民のアクセシビリティを向上させるメリットの方が大きいと考えられる。

したがって、環境公社（東京都環境科学研究所）は上記の観点から、公開研究発表会の参加者数やアクセシビリティを向上させるための取組を検討されたい。

(意見 5－1 5) 施設公開における参加者の急増への対応について（本文 224 頁）

東京都環境科学研究所が行う施設公開は、7 月下旬の夏休み開始直後に 1 日のみの開催としているが、参加者の急増により、研究者・職員のリソースや安全確保の観点から、キャパシティは限界に近付いている。

環境科学研究所を都民に周知するという観点からは、引き続き参加者数を拡大していくことが望ましいが、一方で、今後更に参加者が増加した場合、サービスの質や安全性の確保が難しくなっている現状を踏まえる必要がある。

したがって、サービスの質の向上や安全性の確保に向け申込方法の工夫など具体的な方策を検討されたい。

